

記入例

この通知書を作成された場合には、必ず控えをとり、譲渡人と譲受人の双方で保管するようにしてください。

※印鑑証明書と同一の印鑑を押印ください。

捨印

過誤納金還付請求権譲渡通知書 (自動車税種別割用)

〇〇年〇〇月〇〇日

愛媛県 中予 地方局長 様

納税通知書で確認

※別の地方局や税務課へ送付した場合、転送が間に合わず、譲渡人へ還付される場合があります。

譲渡人 (納税義務者)

住所 愛媛県松山市一番町4-4-2

(所在地)

氏名 愛媛 太郎

(名称及び代表者氏名)

(法人の場合は代表者印)

連絡先電話番号 089 (912) 〇〇〇〇

押印が必要です。

※印鑑証明書と同一の印鑑を押印ください。

私が
したの

納税通知書で確認

※相続人が譲渡人の場合は、遺産分割協議書 (写し可) を添付してください。

権は、〇〇年〇〇月〇〇日に次の者へ譲渡

記

譲渡日は必ず記入してください。※未記入の場合、受理できません。

税目	自動車税種別割		過誤納金発生事由	抹消・減免・重複納税 その他 ()
年度	7 年度		(いずれかを〇で囲む)	※県外管出時は還付になりません。
登録番号	愛媛	3 0 0 エ 1 2 3 4	過誤納金発生 原因日	〇〇年〇〇月〇〇日
※ 過誤納金額 (記入しないで下さい。)	円		備考	
譲受人住所 (〒790-8502) 愛媛県松山市北持田町132				
譲受人氏名 株式会社 愛媛				
連絡先電話番号 089 (909) 〇〇〇〇				
口座振替 (口座振替を希望する のみ記入)	銀行 信用金庫 農業協同組合		支店 支所 出張所	1 普通 2 当座 3 納税準備
	口座番号	1 1 1 1 1 1 1	口座名義人 (かかけ) (譲受人と同一)	力) エヒメ

(注意事項)

- 過誤納金が発生する原因が生じた日 (廃車日、重複納税した日など) の属する月の翌月10日までに提出してください。ただし、月初め (6日頃まで) に重複納税した場合は当月10日までに提出してください。それ以降の提出分は譲渡人に還付されることがあります。
- 債権の譲渡人や譲受人に県税の滞納がある場合、当該未納の徴収金に充当されます。
- この通知書は、**定置場所管の地方局税務 (管理) 課へ提出してください。**
- ※欄の過誤納金額については地方局税務 (管理) 課で記入します。
- 本人が窓口提出する場合以外は、**譲渡人欄に実印を押印し、その印鑑証明書 (コピー不可) を添付**して下さい。なお、印鑑証明書は譲渡した日から遡って6ヶ月以内に発行されたものとして下さい。
- 現住所と課税住所が異なる場合は、移転を証明する住民票 (個人番号の記載のないもの) 又は戸籍の附票 (いずれもコピー可) を、愛媛ナンバーが不明の場合は、車検証の写しを添付してください。**